

滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱

平成 8 年 4 月 1 日滋農村第 217 号

最終改正 令和 3 年 8 月 1 日滋農振第 465 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、農地および農業用施設に係る災害復旧のため、市町、土地改良区、農業協同組合および知事が適用と認める団体が行う災害復旧事業に要する経費のうち、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）の適用を受けない小規模な災害復旧事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における「農地」、「農業用施設」とは、暫定法第 2 条に定めるもの（以下「農地等」という。）とする。

(適用)

第 3 条 この要綱は、次に掲げる農地等の小規模な災害復旧事業等（以下「小災害復旧事業」という。）に適用する。

- (1) この要綱に基づく補助の対象となる災害原因は、暫定法が対象としている災害原因に準じるものとする。
- (2) 補助の対象となる農地等の災害は、特定農山村法で中山間指定された地域における災害および平均傾斜度 1 / 20 以上の地域における災害とする。
- (3) 1 箇所の復旧事業費は 13 万円以上で 40 万円未満のものとする。

(補助の対象)

第 4 条 補助の対象は、第 1 条に規定する災害復旧事業のために必要な工事費とし、滋賀県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）第 3 条に準じる。

(補助率)

第 5 条 小災害復旧事業について補助の比率は、別表 1 のとおりとする。

(補助金交付の手続き)

第 6 条 補助金の交付を申請しようとする市町長は、別に定める日までに、管轄区域内で実施する小災害復旧事業をとりまとめのうえ、申請地区別一覧表（別記様式第 1 号）および審査表（別記様式第 2 号）を所轄農業農村振興事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

ただし、事業主体長が市町長以外の場合は、申請対象の被災場所が所在する市町を經由して、所長に上記の必要書類を提出するものとする。

2 所長はこれを審査の上、総括表（別記様式第 3 号）を作成し、意見を付して知事へ提

出する。

- 3 知事は予算の範囲内において事業採択可能地区を決定し、所長あてに事業採択内示を行う。所長はこの内示に基づき、市町長、または小災害復旧事業を行う場所が所在する市町を経由のうえ事業主体長に補助金交付内示の通知を行う。

(交付決定前の着手)

第7条 補助金交付内示の通知を受けた事業主体長は交付決定通知前事業着手承認願書(別記様式第4号)を所長に提出し、決定通知前事業着手の承認(別記様式第5号)を受けて小災害復旧事業の工事着手を行うことができる。

- 2 所長は前項の着手承認にあたり、事業主体長に条件を付すことができる。

(交付申請と実績報告)

第8条 市町長は決定前事業着手承認を受けた管轄地域内のすべての地区の事業が完了したとき、別に定める日までに取りまとめのうえ、補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第6号)を所長に提出するものとする。

ただし、事業主体が市町長以外の場合は、事業主体長は前項申請書等を、小災害復旧事業を行う場所の所在市町を経由して所長に提出するものとする。

- 2 補助金交付申請書兼実績報告書の添付書類は次のとおりとし、特に様式の定めのあるもの以外は県交付要綱に準じるものとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 補助事業の成果
- (3) 出来高設計書(各地区毎)および集計表
- (4) 収支精算書
- (5) 工事完了写真(各地区毎)
- (6) 事業施工に関する議決書または同意書の写し

- 3 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方税消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 4 前項のただし書きにより交付の申請をした事業主体は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 5 第3項のただし書きにより交付の申請をした事業主体は、実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(契約)

第 9 条 事業主体は、補助事業の実施に当たって、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（調査と交付決定・額の確定）

第 10 条 第 8 条により事業主体が書類を提出した場合、個々の地区の事業内容および事業費が第 6 条の審査表と変わらないもの、または別に定める軽微な変更のものにあつては、所長は速やかに職員に調査を行わせ、市町長または事業主体長に補助金交付決定通知書兼補助金確定額の通知（別記様式第 7 号）を行うものとする。

なお、軽微な変更以外の変更地区がある事業主体については、所長は当該地区の内容審査を行い、やむを得ないと認められる場合は知事の意見を聞いたうえで、速やかに職員に調査を行わせ、上記の通知を行う。

- 2 上記による調査を行った職員は、小災害復旧事業調査復命書（別記様式第 8 号）により速やかに調査の結果を復命するものとする。
- 3 所長は、事業完了実施細目書（別記様式第 9 号）を翌年度の 5 月 10 日までに知事に提出する。

（事業の中止等）

- 第 11 条 事業主体長は、事業を中止、または廃止しようとする場合においては、中止（廃止）申請書（別紙様式第 10 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 事業主体長は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および対策事業の遂行状況を記載した書類を提出し、その指示を受けなければならない。

（適用除外）

第 12 条 1 箇所あたりの復旧事業費について、第 8 条の申請額または第 10 条に基づく調査による額が 1 3 万円未満または 4 0 万円以上となった地区は、第 6 条 3 項の交付通知にかかわらず、第 3 条は適用除外となる。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に発生した災害について適用する。

附則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に発生した災害について適用する。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に発生した災害について適用する。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、施行日以後に発生した災害について適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表 1 (要綱第 5 条関係)

農地農業用施設小災害復旧事業補助率

区分	事業費に対する補助率
農地	50パーセント以内
農業用施設	65パーセント以内

様式第 1 号（要綱第 6 条関係）

〇〇年発生 小災害復旧事業申請地区別一覧表

第 号
年 月 日

滋賀県知事

住所
事業主体名
代表者名
発行責任者・担当者
連絡先

滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、農地農業用施設小災害復旧事業の申請地区別一覧表を提出します。

記

1. 申請地区別一覧表（別紙 1）

※自治体にあっては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

様式第2号（要綱第6条関係）

〇〇年発生 小災害復旧事業審査表

第 号
年 月 日

滋賀県知事

氏名
事業主体名
代表者名
発行責任者・担当者
連絡先

滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱第6条の規定により、農地農業用施設小災害復旧事業の審査表を提出します。

記

1. 審査表（別紙2）

※自治体にあっては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

交付決定通知前事業着手承認願書

第 号
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
連絡先

〇〇年発生農地農業用施設小災害復旧事業（別表）について、補助金交付決定前に工事を着手したいので、承認されたく、滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱第7条の規定によりお願いします。

《別表》

番号	所在地		事業主体	補助金 交付内示額	申請 事業量	備考
	市 町	字				
農地				円		
農業用施設						
合計						

※自治体にあっては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

交付決定通知前事業着手承認通知書

第 年 月 日 号

様

滋賀県知事

年 月 日付 第 号で申請のあった〇〇年発生農地農業用施設
小災害復旧事業の補助金交付決定前着手は、下記条件を付して承認する。

記

1. 復旧事業が、要綱第 3 条に規定する摘要条件（1 箇所あたり 1 3 万円以上、4 0 万円未満）を充たさなくなった場合は補助金交付の対象とならない。
2. 工事の施工については、法令、規則、要綱ならびに県に指示に基づき施工すること。

《別表》

番号	所在地		事業主体	補助金 交付内示額	申請 事業量	備考
	市 町	字				
				円		
合計						

〇〇年度 小災害復旧事業
補助金交付申請書兼実績報告書

第 号
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
事業主体長 氏名
発行責任者・担当者
連絡先

〇〇年度において、小災害復旧事業について、滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。
なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 事業成績書（別紙 3 - 1）
2. 補助事業の成果（「滋賀県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に準じる）
3. 出来形設計書（ 〃 ）
4. 収支精算書（別紙 3 - 2）
5. 工事完了写真
6. 事業執行に関する議決書または同意書の写し

※自治体にあっては担当者の氏名を、その他事業主体等については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

様式第7号（要綱第10条関係）

〇〇年度 小災害復旧事業
補助金交付決定兼補助金確定通知

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事

年 月 日付 号で、より提出のあった 年度小災害復旧事業の補助金交付申請兼実績報告書に基づき、下記のとおり補助金交付決定および補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付決定額	金	円
補助金確定額	金	円

小災害復旧事業調査復命書

			事業年度	
事業主体の状況	事業主体名		災害名	
	代表者名		申請年月日	
	事業所所在地		割当内示年月日	
	事業執行方法	直 営 ・ 請 負	割当内示額	
	事業実施期間	年 月 日～	(補助金)	
		年 月 日	着手承認年月日	
完了検査年月日	年 月 日	県調査年月日	年 月 日	
事業実施の状況	事業量の確認状況		事業費の確認状況	
	工 種	今回確認量	費 目	今回確認額
			工 事 費	
			工 事 雑 費	
		事 務 雑 費		
		合 計		
調 査 の 結 果 確 認 額				
特 記 事 項				
<p>本事業の調査の結果は、上記のとおりであり、適正に執行されていると認め復命します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員</p> <p style="text-align: right;">調査</p> <p>滋賀県知事 様</p>				

